



2025年8月18日

各位

会社名 日本ビジネスシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 牧田 幸弘
(コード番号：5036 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 勝田 耕平
(TEL. 03-6778-7336)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年8月18日付の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）
 - (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 2,304,400 株
種 類 及 び 数
 - (2) 売 出 人 及 び 三 菱 総 研 D C S 株 式 有 限 公 司 1,700,000 株
売 出 株 式 数 牧 田 和 也 500,000 株
牧 田 幸 弘 74,400 株
齋 美 子 30,000 株
 - (3) 売 出 価 格 未 定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年8月27日（水）から2025年9月1日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）
 - (4) 売 出 方 法 三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 有 限 公 司 を 主 幹 事 会 社 と し て 引 受 団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
 - (5) 申 込 期 間 売 出 価 格 等 決 定 日 の 翌 営 業 日 か ら 売 出 価 格 等 決 定 日 の 2 営 業 日 後 の 日 まで。
 - (6) 受 渡 期 日 売 出 価 格 等 決 定 日 の 5 営 業 日 後 の 日
 - (7) 申 込 証 拠 金 1 株 づ き 売 出 価 格 と 同 一 の 金 額 と し て する。
 - (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 牧田 幸弘に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 本株式売出しについては、2025年8月18日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 345,600 株
種 類 及 び 数 (上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から345,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 牧田 幸弘に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、2025年8月18日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社は、現在、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、株式会社東京証券取引所プライム市場へ上場市場区分を変更することにより、これまで以上に広範な投資家の方に当社株式を保有していただくことで、更なる企業価値の向上を目指す所存であります。

本日公表の「東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更承認に関するお知らせ」のとおり、当社は、株式会社東京証券取引所より、当社株式のプライム市場への上場承認をいただいておりますが、プライム市場の上場基準である「流通株式比率」(注)については35%以上であり、本日時点では当該基準を充足しておりません。そこで、プライム市場に上場市場区分が変更される予定である引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日において、「流通株式比率」をプライム市場の上場基準に適合させるため、個人投資家を中心に本売出しを実施することになりました。

(注)「プライム市場」の上場維持基準である流通株式比率とは、株式会社東京証券取引所より公表されている基準に基づいて計算された流通株式比率が35%以上であり、流通株式数の算定においては、国内の普通銀行(都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行・信託口、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含まないものとされます。)、保険会社及び事業法人等(金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、例えば、財団法人・学校法人等の法

ご注意: この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

人も含むものとされます。)の保有する株式などが除かれるものとされております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から345,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、345,600株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年9月24日(水)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年9月24日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. その他

(1) 配分先の指定

ご注意: この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

該当事項はありません。

ただし、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しとは別に、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する株式付与ESOP信託契約（以下「本信託契約」という。）に基づき設定される信託（以下「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）を割当予定先とする第三者割当（以下「並行第三者割当」という。）による自己株式の処分が行われます。並行第三者割当による自己株式の処分にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則第2条第3項に基づく引受人の買取引受けによる売出しの引受人からの要請に従っており、仮に並行第三者割当による自己株式の処分が引受人の買取引受けによる売出しにおける親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

（2）ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である三菱総研DCS株式会社、牧田 和也、牧田 幸弘及び齋 美子並びに当社株主である株式会社ロマネ及び株式会社三菱総合研究所は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した貸出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、並行第三者割当の割当先である、本信託の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、かかる共同受託者としての地位において、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、本信託契約及び関連契約に基づき行われる当社株式の売却又は従業員に対する交付を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、ストックオプションとして付与した新株予約権の行使による当社普通株式の発行または処分等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意: この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。